平成２７年（フ）第１６９号
宮崎市中村東３丁目３番６号　ロワイヤルヒルズ南宮崎502号
債務者　**櫛**間　康夫
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１７２号
宮崎市神宮東１丁目１番29号　サンコート神宮東302号
債務者　高瀬　敏男
1　決定年月日時　平成27年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３０４号
熊本県上益城郡益城町大字小池2772番地
債務者　木下　英文
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４５号
富山市大泉266番地５　サンウッディ大泉105号
債務者　蒲地　章吉（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成27年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６１号
富山市水橋舘町478番地７
債務者　山本有佳子
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６９号
富山市花園町４丁目12番３―103号　エスペランサ花園Ⅱ
債務者　松長　直美
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７７号
富山県滑川市上小泉389番地　レオパレス天の原103
債務者　中村　篤史
1　決定年月日時　平成27年７月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５４号
青森県五所川原市金木町芦野365番地21　第二金木団地29号
債務者　蒔田　恵子
1　決定年月日時　平成27年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
青森市大字浜田字玉川161番地２　グリーンハイツ玉川Ｃ号
債務者　工藤　正蔵
1　決定年月日時　平成27年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３１号
青森市大字浜田字玉川161番地２　グリーンハイツ玉川Ｃ号
債務者　工藤　淳子
1　決定年月日時　平成27年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７７号
青森県弘前市大字川合字下川原４番地　山本方
債務者　関東谷由紀
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第８７号
青森県弘前市大字浜の町東３丁目11番地２、旧住所青森県弘前市大字三和字川合４番地１
債務者　浅利　明美
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第７２８号
愛知県大府市江端町５丁目49番地　パークテラス101号、従前の住所愛知県知多郡東浦町大字藤江字荒子１番地の１　レインボー東浦藤江706号
債務者　藤本　　勲
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７９５号
名古屋市港区高木町１丁目18番地の１
債務者　町　　豊秀
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８９４号
愛知県瀬戸市中水野町１丁目407番地の６
債務者　竹川　美紀
1　決定年月日時　平成27年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２７９号
熊本県上益城郡御船町大字御船914番地
債務者　林　　勝美
1　決定年月日時　平成27年７月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係